平成２５年（フ）第２１９号
栃木県宇都宮市石井町3413番地80　コーポマスブチＡ―102号室、前住所栃木県宇都宮市下栗町751番地６　グリーンフォレスト401号室
債務者　黒﨑　充代
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２０号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目８番10号
債務者　大竹　信久
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９３号
岡山県和気郡和気町泉472番地ペガサス和気１番館106、住民票上の住所岡山県和気郡和気町泉472番地
債務者　竹林　雅代
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３号
岡山市東区富崎700番地２　404号
債務者　藤本　明子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７５号
神奈川県大和市西鶴間１丁目18番８号　第２高下ハイツ102号
債務者　川嵜　義史
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８３号
大阪府東大阪市荒川３丁目30番４号　ブリエールＢ102号
債務者　近藤　弘美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５号
静岡県藤枝市新南新屋６番４号
債務者　松下　純也
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地25
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第５０９１号
東京都大田区羽田１丁目18―１―413
債務者　小泉　達也
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９５号
埼玉県さいたま市緑区大字玄蕃新田680―１―104
債務者　篠永　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３０号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場２丁目12―７―２Ｆ
債務者　田邉　道夫
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３１号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場２丁目12―７―２Ｆ
債務者　田邉美枝子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３９号
東京都町田市本町田3486―１―43―501
債務者　田中　　直
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４５号
東京都西東京市富士町１丁目16―９
債務者　古田島友要
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１４９号
埼玉県草加市氷川町614　第二アベニュー203
債務者　細渕三砂子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１５８号
東京都足立区中央本町１丁目12―27―201
債務者　山崎　政光
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部